# 群馬県劳働保険指導協会だより令和元年 秋号 

## 法放入に北しつ <br>  <br> 「 $\times 36$ 協定とは <br> ＊ <br> 


＊法改正後の36協定における時間外労㔼\＆休㑑労倠の上限は8







> $\infty 00 \sim 7$

〒370－0072 高崎市大八木町920－21－101
群馬県労働保険指導協会
（：－9）027－381－8266


## 詳しくは当会まで（3）027－381－8266


Q．月給制の場合，とのように割壇賃金の計算をするのですか？

関連記事：5ページ「割増賃金額の計算方法」

## 割増賃金額の計算方法



1 時間あたりの賃金額は，月額制の場合，
次のように計算します。

「月の所定賃金額」から，次の（1）から（7）の賃金について は除外することができます。 7 項目以外の賃金は全て算入 しなくてはなりません。
（1）家族手当（扶養家族のある労働者に対し，家族の人数に応じて支給するもの）
②通勤手当（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
（3）別居手当
（4）子女教育手当

⑤住宅手当（住宅に要する費用に定率を乗じて支給す るもの）

## （6）臨時に支払われる賃金

（7）1か月を超える期間ことに支払われる賃金
ただし（2）（5）について，実際には家族の人数や費用等に関係なく一律に支給している手当は，割増賃金の計算の基礎に含めることとされています。

原則，毎日の時間外労働，深夜労働，休日労働は分単位で正確に計上しましょう。 1 か月の各総時間数に 1 時間未満の端数がある場合， 30 分未満を切り捨て， 30 分以上を 1 時間に切り上げ可能です。 30 分以上は切り捨てできませんので要注意です。

編集と発行 労働保険事務組合 群馬県労働保険指導協会
〒370－0072 群馬県高崎市大八木町920－21－101 電話：027－381－8266 FAX：027－381－8443 E－mail：info＠gunma－rouho．com URL http：／／gunma－rouho．com／

